

第1回精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定委員会 議事録要旨

日時：令和7年10月27日（月）午前9時30分～

場所：精華町役場 6階 審議会室

出席者：阿久澤委員、武内委員、西島委員、長沢委員、石井委員、
務中委員、片上委員、杉山委員、山代委員

欠席者：藤委員

会議の要旨

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 策定委員会の設置
 - (1) 委員の委嘱・紹介
 - (2) 委員長、副委員長の選出
 - (3) 精華町審議会等の会議の公開に関する指針
 - (4) 精華町人権教育・啓発推進計画策定委員会傍聴要領
4. 策定委員会の議事内容
 - (1) 人権教育・啓発推進計画について
 - (2) 計画策定までのスケジュールについて

●事務局から（1）（2）について説明（資料5、資料6）

<委員からの質問・意見>

委員長： ご意見、ご質問等がありますか。

事務局からの説明で、職場での調査、町職員や教職員アンケートに関して、少し補足する。

国連10年が終了した後は、人権教育のための世界プログラムが動いていて、人権教育および研修に関する国連宣言も出ている。これに触れると何がかわるかという、日本の法律は人権教育啓発で市民対象が中心になるが、「教職員の研修をしっかりとしましょう」ということで、特定職業従事者という表現でこれまでも入っていたと思う。ここがしっかり位置づくのであれば、良いのではないかと感じた。

事務局： ご指摘の内容は、今回策定にあたって審議していただくメインとしては考えていないが、意見聴取として職員および町内教職員へのアンケート

の実施を考えている。まず、住民意識調査を固めた時点で、それを参考に作成し、内部決裁を取っていきたい。その内容に基づき、今後の職員・教職員の研修を考えていく予定である。この策定委員会の審議内容には含めていないが、アンケートの設問内容についてのアドバイス等をしていただくことは考えている。その場合、また委員長・副委員長と相談の上、進めたいと考えている。

委員長： あと、国が人権教育啓発基本計画を改定し、今年6月に第2次が公表されている。新たに含まれた項目として、例えばビジネスの人権やLGBT、部落の土地問題等が入り、いくつか変化したところがある。これについて、どこかの時点で説明いただいたほうが良いのではないかと。まだ急がないが、計画策定の際に関係あると感じている。

石井委員： 私は、小学校の教員をしていた。精華町では、精華町人権教育研究会があり、年に一回、夏休みに研修会を実施している。私は、相楽郡の人権教育研究会の会長をしていたこともあり、それも夏休みに一回、人権教育研修を全教員対象に実施している。しかし、年に一回で十分効果があるかという点、研修のあり方も非常に大事だと思う。奈良の教育大学に半年間、同和教育の研修に行っていた時は、京田辺市に勤務していた。京田辺市では市職員の研修を3回にわけて行っていて、その時にも奈良教育大学で勉強したことをお話した経験がある。職員・教員の立場の人間が、いかに人権意識が高いかが住民や子どもたちに非常に大きな影響を与えてしまうことは間違いない。研修の充実は、非常に大事である。精華町の教員は、年に一回研修をしている。役場の方の研修は存じ上げていないが、どういう研修をするかについても、視点に入れてもらえればと思う。

事務局： まず、委員長のご質問について。今年度、京都府の計画が来年度に向けて刷新される。府内の各市町村は、京都府の上位計画をもとに策定してきた経過がある。委員長が言われた国のものと、新たな京都府の計画に基づいて、人権教育啓発推進計画の骨組みを定めていきたい。京都府の計画がまだ示されていないため、この委員会の2回目もしくは来年度に国等の内容を紹介・説明しながら、精華町の次期計画案と比べていただけたらと考えている。

次に、石井委員のご意見について。研修は、京田辺市と同様、毎年、継続して実施している。後ほどの説明でも触れるつもりだったが、現計画の総括について、今年度中に庁内にメール発信し、調査をする。過去5

年から10年間でどのような研修、啓発関係に各課や機関が取り組んできたかをまとめる予定である。2回目の委員会時に、詳細をお示しできればと考えている。

(3) 人権に関する住民意識調査について

(4) 精華町第2次人権教育・啓発推進計画の総括について

(5) 意見交換

●事務局から(3)(4)について説明(資料7-1、7-2、7-3、資料8)

<委員からの質問・意見>

委員長： ご意見、ご質問等がありますか。

石井委員： まず、調査対象者の人数について。これは、啓発の意味合いも強いと思っている。この調査を通じて、初めてこの問題を知ることなので、この中身は非常に大事だと思う。経年比較もあるので2,000人でやってこられたと思う。

それから、障害の「害」を平仮名にしている自治体が増えてきていると思う。マスコミも同様である。自治体によって違うのは、意識の問題だと理解している。全国的に平仮名表記の流れになっているのではないか。今回の調査を平仮名に変えろという話ではないが、今は変わりつつある。人権に関わる部署なので「障害者」という言葉もそうだが、英語でどう表記するのか。

委員長： persons with disabilities である。

石井委員： もう一つアメリカ人に聞くと、チャレンジピープルという言い方もする。

委員長： それは、最近はあまり言いませんが。

石井委員： でも、表記として disabled とかハンディキャップとか、障害者という言葉の響き、イメージと、実際に感じることの表現の方向、先ほど言ったように障害の「害」を平仮名にしているのは何故か、その問題も検討しなければ、表現してしまうとそれがそのままいってしまう。それから、外れるかもしれないが、「ハーフの人たち」という言い方をするが、当事者は「ダブルと読んでください」と言っている場面が増えてきた。

委員長： それも、ミックスルーツとか変わってきた。

石井委員： いろいろな表現があるが、人権の問題に関しては、言われている側がどう感じているかが大事な問題だと思う。その表記が本当にそれで良いのかどうか、住民意識調査で深掘りするには難しいテーマだが、表記の問

題は考え方を表現してしまっている可能性がある。最近「徒歩〇〇分」という言い方はせず、「西へ300m」等とよく見るようになった。これも、徒歩という表現が規定してしまっている問題があるのではないか。人権問題で難しいのは、当たり前に使っている言葉がその立場にいる方々なり、それを聞いた方々がスッと入る言葉ではない可能性があるのも、そこも気を付ける必要がある。2,000人に調査を行うことは、啓発の意味でも非常に意義があると思っている。

事務局： 石井委員のご意見については、注釈等を追記していくことも大切だと思う。言い忘れていたが、ルビも完全に入っていない状況である。そのあたりは、調査全体のボリューム、ページ数等との兼ね合いをみながら考えていきたい。

障害の「害」についての議論の経過は存じ上げているが、今現在の状況は山代委員どうでしょうか。

山代委員： 私たちの法人は、「害」は漢字のまま使用している。そもそも障害は、障害がある人側の問題ではなく、社会の問題というところがあると思う。「害」の文字を変えただけで、この社会の意識が変わるものでもないと考えている。そこは、いろいろな議論がある。平仮名もそうだし、元の「碍」を使っているところも多いと思う。私としては、漢字を変えるだけで何かが変わるということではないと思っている。

委員長： 付加すると、大阪府・市は確かに全て平仮名で、よくぶつかることもある。障害者差別解消法と雇用の法律が変わってから、漢字であえて表記するという考え方も前面に出てくるようになった。社会モデルの考え方を問うもので、障害はその人の障害というよりも、みんな普遍的な人権を持っているのに障害があることによって区別・排除されて、できるべきことができないのは差別であると条約の定義で書いてある。合理的配慮の不提供は差別であるという文言もある。これは、みんな持っている権利なのに、それが無いがために、それを共有したり行使したりできないことを問題にしている。その時に、社会モデルという考え方をとって、個人の障害というよりも、その人の心身の状況と社会の状況が相互に作用してできなくさせられているので、障害はできなくさせている社会の問題であると考えている。障害者運動団体等の中には、漢字のまま書くことを説明して主張しているところがある。ただ、行政によってはやはりイメージが悪いし印象が良くないから平仮名にすべきだということで、大阪府・市はそうしている。これは、2つ立場がある。漢字

であえて使うことは障害者権利条約の締約国になり、障害者差別解消法が2016年から施行され、そこからかなり強くなってきている。どちらにするのかは、地元の皆さんが考えて決めることだと思うが、当事者運動の中ではむしろ漢字でという主張も一方で非常に強くあることも、きちんと理解しないといけない。イメージが悪いからという言い方だと、それは非常にパターンリスティックだと相手も否定する。そういう関係性もあるので、どちらかは議論して決めるべきである。行政文書全部に関わってくると思う。

事務局：平成19、20年くらいに、ある程度決めた内容が踏襲されている。当時の障害者関係施設の代表の方から、漢字の「害」をあてていることを主張していくべきで、町に対しても、そのまま漢字の「害」で使ってほしいというご意見があった。議会等から平仮名使用の意見もあったが、そこで町の方針として統一した流れがある。基本的に精華町は障害の「害」は漢字表記で統一し、現在も変わっていない。

委員長：漢字を使用していることについて、注を振ることは考えているのか。

事務局：以前の障害に関する計画では注釈のような形で解説は入れていた。現状はわからないが、今回の人権の計画では、委員の方からもご意見をいただいたので、注釈を入れて解説を明記したほうが良いと考えている。

杉山委員：一点確認したい。問17「①被差別部落（同和地区）出身者」を、（旧同和地区）と改めるとのことだが、他の設問も統一するのでしょうか。

委員長：例えば問18は京都府のものがそのまま入っているが、京都府は（同和地区）という表現である。このあたり、いかがですか。

事務局：全て（旧）を入れて統一したい。テレコにした内容もある。はじめは、「同和問題（部落差別）」という表記だったが、「部落差別（同和問題）」と統一しようと考えている。「被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）」と詳しくしていた表現は、全て「部落差別（同和問題）」と統一する。

委員長：山城地域で統一してそういう表現にしているのか。他ではあまり見ないが。

事務局：今年度に調査を実施する自治体は、そのように統一している。昨年度に実施した他市町村の調査で、「同和地区はない」と聞いているのに、あぜ設問の中であるように問われているのか、という問い合わせがあったことから、旧の表現を用いている。

委員長： 必ずしも同和地区という言葉は、対象地域とイコールという使い方ではないという解釈がされてきた。問い合わせと対応した文言だということなのではないでしょうか。

事務局： そうです。

委員長： ただ、一つ気になるのは、最近の文書では「同和問題」「部落差別」という言葉を国は使っているが、隣保館関係の文書等では違うのではないかという気もしている。

他の委員、いかがでしょうか。

片上委員： ここにいる方は、人権意識が高い方だと思う。世間一般ではそんなに高くない。学校や役場の中では高いかもしれないが、社会の中で研修や仕掛けはあったのか。人権の研修を受けたかどうか、そういう研修があったかどうかの調査がベースになるのではないかと。

委員長： 例えば問 21、22 は、小中高校・大学での学習経験、いろいろな啓発との接触度を計る設問になる。これを接触している人・していない人・たくさん接触している人別に集計するので、おっしゃるような結果が見えてくると思う。

他の委員、いかがでしょうか。

私からも述べたいと思う。問 3 は、啓発の目的も兼ねて施行年を入れる自治体が多いが、令和や平成で入れると訳がわからなくなるので、西暦で入れているところが多い。それは、事務局にお任せする。

それから、問 4 はご意見を元に変更されているが、これは、神戸大の津田英二さんが発達特性のある子どもたちに対するまなざしが学校ですごくきついことから作った設問なので、あえてそういう表現を以前のものはとっていたことを一応伝えておく。

③は、「社会的責任があるので」という文言を入れると、100%の人が「そう思う」と回答してしまう。こういう設問を作る時に、皆が Yes になったり No になったりするものは、後で啓発との効果等を見ることができなくなるため、良くない。この文言は、省いたほうが良いのではないかと。

問 16 の選択肢に「どちらとも言えない」があるが、京都府がそうになっていたと思う。中心化傾向とあって、ほとんど真ん中に寄ってってしまう。他の設問にはないのに、ここだけ誤って残してしまったのが京都府の調査だったことは一応伝えておく。これを省いてしまうと、京都府との比較ができなくなるので、このままで良いと思う。

副委員長： 資料 7-3 の最後について。「精華町犯罪被害者等支援条例」の記載を入れるとあるが、本編にはないように思う。

事務局： はじめは条例を入れていたが、「改正保護法」に変更した。これは、記載誤りになる。

(6) そのほか

・事務局より事務連絡

●次回策定委員会：令和 8 年 2 月 25 日（水）予定

5. 閉会

以上